

# さっぽろ 子ども未来プラン (後期計画)

札幌市次世代育成支援対策推進行動計画  
(平成22年度～平成26年度)

平成22年(2010年)4月  
札幌市

## はじめに

札幌市長 上田 文雄

市長 写真

札幌市では、子ども施策を市政の重要課題と位置づけ、他都市に先行して次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 - さっぽろ子ども未来プラン（前期計画） - を平成 16 年 9 月に策定し、「子育て・子育て」を総合的に支援してまいりました。

また、平成 21 年 4 月には、「子どもの最善の利益を実現する権利条例」（子どもの権利条例）を施行し、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長できる社会づくりに向けて、全市的に取り組んでいるところです。

しかし、札幌市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく下回り、依然として、長期的に少子化傾向となっています。また、他の大都市と同様、札幌市においても保育所の待機児童の問題や児童虐待の問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は深刻化しており、喫緊に対応しなければならない課題となっているところです。

こうした現状を踏まえ、札幌市では、さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）での取り組みを継続しながら、子どもの権利保障に向けたさらなる取り組みやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの新たな課題にも対応していくため、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」を策定しました。

後期計画では、増加する保育ニーズへの対応に向けた、過去 30 年で最大の規模となる約 3,500 人の認可保育所定員増や、児童虐待に適切に取り組む体制づくりに向けた、児童相談所の将来構想策定など、課題に対応した取り組みを重点的に進めていく所存です。

策定にあたっては、各種調査やアンケート、パブリックコメント等を通して市民の皆様の意向の把握に努めたのはもちろんのこと、次代を担う子どもたちからの意見聴取を行い、可能な限り計画に反映しました。

今後、計画を推進していく中で、子どもや子育て家庭のニーズの把握に努め、必要に応じて評価・見直しを行っていきます。

社会全体で子育て・子育てに取り組んでいく姿勢のもと、子どもを含む市民や企業、関係団体と、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念を共有し、共に施策を進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、「札幌市次世代育成支援対策推進協議会」委員をはじめ多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から多大なご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

# さっぽろ子ども未来プラン（後期計画） 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 後期計画策定の背景 .....	2
2 後期計画の目的 .....	2
3 後期計画の計画期間 .....	3
4 後期計画の対象 .....	3
5 関連計画との関係 .....	4
<b>第2章 後期計画の考え方</b> .....	7
1 前期計画の評価 .....	8
1 前期計画の概要 .....	8
2 前期計画の達成状況と具体的取組 .....	8
3 前期計画全体の評価 .....	12
2 札幌市の現状 .....	13
1 少子化の現状と背景 .....	13
1 出生に関すること .....	13
2 婚姻に関すること .....	15
3 世帯に関すること .....	17
4 就労に関すること .....	17
2 子育て家庭の現状 .....	22
1 子育てに対する悩み・不安に関すること .....	22
2 子育て支援サービスに関すること .....	24
3 保育サービスに関すること .....	24
4 放課後児童クラブに関すること .....	26
5 子育て家庭が望んでいる支援策に関すること .....	27
3 子どもの育ちの現状 .....	29
1 就学前の子どもの日中の過ごし方に関すること .....	29
2 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方に関すること .....	29
3 少年非行・犯罪に関すること .....	30
4 不登校に関すること .....	30
5 児童虐待に関すること .....	31
3 後期計画の課題 .....	32
1 子どもの権利を保障する取り組みの推進 .....	32
2 働きながら子育てできる環境整備 .....	32
3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制 .....	33
4 子どもを虐待から守り育てる支援体制 .....	33
4 後期計画の施策体系 .....	35
1 基本理念 .....	35
2 基本的な視点 .....	35
3 基本目標 .....	36
【後期計画の施策体系】 .....	37

<b>第3章</b>	<b>具体的な施策の展開</b>	39
1	<b>基本目標1</b> 子どもの最善の利益を実現する社会づくり	40
1	基本施策1 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実	42
2	基本施策2 子どもが虐待から守られるしくみづくり	43
2	<b>基本目標2</b> 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり	46
1	基本施策1 安心して妊娠・出産できる体制づくり	47
2	基本施策2 周産期医療及び小児医療体制の充実	48
3	基本施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み	48
4	基本施策4 思春期の心と身体 の健康づくり	50
3	<b>基本目標3</b> 働きながら子育てできる社会づくり	52
1	基本施策1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	53
2	基本施策2 保育所などの整備	54
3	基本施策3 保育サービスの質の向上	54
4	基本施策4 働き方に合わせ多様なサービス	54
5	基本施策5 児童クラブ等における留守家庭への支援	55
4	<b>基本目標4</b> すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり	56
1	基本施策1 地域における子育て支援の推進	58
2	基本施策2 子育て家庭に対する相談・支援体制の充実	59
3	基本施策3 経済的な支援の取り組み	59
5	<b>基本目標5</b> 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり	61
1	基本施策1 社会的養護の取り組み	63
2	基本施策2 障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援	63
3	基本施策3 ひとり親家庭への支援	65
6	<b>基本目標6</b> 子どもが豊かに育つ環境づくり	67
1	基本施策1 充実した学校教育等の推進	69
2	基本施策2 放課後の居場所づくりと遊び場の提供	70
3	基本施策3 可能性を伸ばす多様な体験機会の提供	72
4	基本施策4 子どもの活動を支援する環境整備	75
5	基本施策5 子どもを豊かにはぐくむための地域での活動	76
6	基本施策6 子どもをとりまく有害環境対策の推進	77
7	<b>基本目標7</b> 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	78
1	基本施策1 子育てに適した生活空間の整備	78
2	基本施策2 子どもの安全・安心を確保する地域づくり	79
<b>第4章</b>	<b>計画の推進と評価</b>	81
1	後期計画の推進体制	82
2	後期計画の評価と見直し	82
<b>付属資料</b>		85
1	後期計画の策定体制	86
2	後期計画の策定経過	87
3	札幌市次世代育成支援対策推進協議会	88
4	札幌市子育てに関する実態・意向調査結果報告	89
5	子どもアンケート・子どもワークショップ結果報告	97
6	計画案に対する市民意見	112

# さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

## 第1章 計画の策定にあたって

後期計画策定の背景や目的、位置づけなどをまとめています。

- 1 後期計画策定の背景
- 2 後期計画の目的
- 3 後期計画の計画期間
- 4 後期計画の対象
- 5 関連計画との関係

## 1 後期計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年度からの 10 年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の各市町村に義務付けられました。

札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成 21 年度までの次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画)を、平成 16 年 9 月に策定し、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを進めてきました。

前期計画期間の中で、取り組みは着実に推進されてきたところであり、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5 年前と比較すると就学前の児童を持つ親、小学校低学年の児童を持つ親のいずれも 10 ポイント近く減少しました。

しかしながら、札幌市の合計特殊出生率(13 ページ参照)は長期的にみて低下傾向にあり、少子化に歯止めがかかっていません。

また、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5 年前より減少しているものの依然として多いことなどから、子育て家庭をより一層支援していくことが必要とされているほか、「児童虐待」や「いじめ・不登校」といった問題が深刻化していることなどを受けて、子どもの豊かな育ちを支える取り組みが求められているところです。

札幌市では、前期計画の取り組みを引き続き継続しながら、現在の社会情勢や市民ニーズ、さらには、平成 21 年 4 月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(子どもの権利条例: 34 ページ参照)の趣旨を踏まえ、平成 22 年度からの 5 年間に集中的に取り組む行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン」(後期計画)を策定しました。

## 2 後期計画の目的

計画を策定する契機となった「次世代育成支援対策推進法」は、急激な少子化を受けて制定されたものです。しかし、「結婚」や「出産」を含めた「個人の生き方」は、一人ひとりが選ぶものであり、社会が強制するものではありません。

行政が担うべき役割は、市民の考える「理想の子ども数」と「現実の子ども数」(14 ページ参照)のギャップを少しでも小さくするために、その阻害要因を取り除き、生み育てる過程における「不安・負担を軽減」し、生まれた子どもが「豊かに育つ」ことができるように環境を整えることです。そのような環境づくりのためには、多様な生き方から生まれる様々なニーズへのきめ細やかな対応とともに、子どもが育っていくライフステージに対応した取り組みが求められます。

また、各種制度の構築だけでなく、親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」・子どもが

自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」は、社会を構成する様々な立場の人・機関の理解がなければ、実効性のあるものになりません。社会全体が「子どもを生き育てやすいまち」を目指す、そのような意識の共有に向けた普及啓発が必要とされます。

札幌市では、このような総合的な環境整備の結果として、市民の「子どもを生き育てたい」という意識が高まり、出生率が長期的に向上していくことを目指しています。

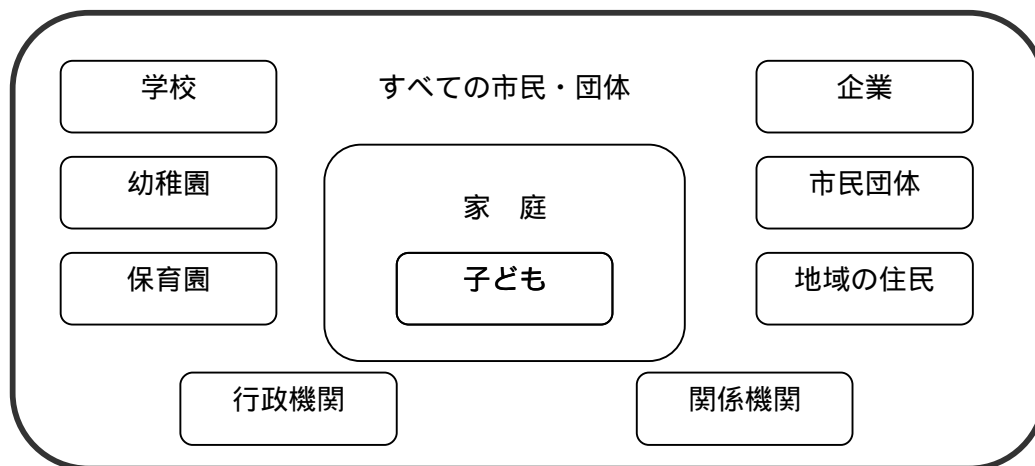
### 3 後期計画の計画期間

さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)の期間は、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間です。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、可能な限り新たな施策を随時取り入れて充実を図っていくものとします。

### 4 後期計画の対象

札幌市内に居住するすべての子ども(概ね18歳未満)とその子育て家庭はもちろんのこと、市民、地域で活動する団体、企業、行政など、すべての個人及び団体が対象になります。



## 5 関連計画との関係

### 【本計画に含まれる計画】

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」です。

児童福祉法第56条の8第1項において、保育需要が増大している市町村において策定が義務付けられている「市町村保育計画」については、本計画に含まれています。

また、総合的な放課後対策の推進計画である「放課後子どもプラン」についても、本計画に含まれます。

さらに、平成21年7月に成立した子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に18歳まで）についても、この計画の中に位置づけて策定しております。

### 【札幌市全体の計画との関係】

札幌市では、まちづくりの指針となる「札幌市基本構想」を受けた「第4次札幌市長期総合計画」（平成12年度～平成31年度）を策定しており、本計画は、「第4次札幌市長期総合計画」における子ども施策分野の部門別計画として位置づけられます。

また、第4次札幌市長期総合計画の実施計画として、数年間で重点的に実施すべき事業を計画化した「中期実施計画」（現計画：平成19年度～平成22年度、次期計画：平成23年度以降を予定）との整合性も図っています。

### 【他の計画との関係】

本計画は、子育て・子育てを総合的に推進する計画であることから、対象とする分野は多岐にわたっていますが、各分野においては既存の個別計画があり、それぞれ着実に推進されているところです。

そのため、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的に推進するために策定した「男女共同参画さっぽろプラン」をはじめとする各分野の個別計画の考え方や方向性を取り入れ、整合性に配慮しながら本計画を策定しています。

特に、平成21年4月に策定され、子ども・若者育成支援推進法に求められている若者部分（主に18歳から34歳まで）の施策を担うことになる「札幌市若者支援基本構想」は、若者が社会の一員として自立した生活を送ることを目的にした指針であり、若者が抱える課題の中には、引きこもりやニートなど、小中学校からの不登校などが背景にあると考えられるものもあるなど、18歳未満を対象にした施策との連続性が求められます。

したがって、本計画の、特に「子どもの育ち」に関わる施策については、18歳以上の若者支援も視野に入れて構築しております。

また、本計画の「子どもの権利保障」にかかる具体的な取り組みについては、子どもの権利条約に基づいて平成22年度以降に策定する「（仮称）子どもの権利推進計画」の中で位置づけられることとなります。



